



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ，レソト，エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア、エスワティニ、レソト情報）（5/31午前現在）

【ポイント】

●31日午前現在，南アでは累計30,967名，エスワティニでは283名，レソトでは2名の感染が確認されています。また，NICDによると南ア国内では累計643名，エスワティニでは2名の死亡症例が確認されました。なお，レソトでは現在までに死亡症例は確認されていません。

●24日夜，ラマポーザ大統領は，6月1日より，南ア全土の地域をロックダウン警戒レベルをレベル3に引き下げると発表し，各閣僚から詳細が発表されています。本文1（2）を参照してください。

●現在，南ア（5月1日よりロックダウン警戒レベル4），エスワティニ（5月8日から部分的ロックダウン緩和）及びレソト（5月6日からロックダウン規制緩和中）では，ロックダウン中で，渡航者の国境の出入国が禁止されています。なお，南ア政府は，南ア発の空路チャーター便を特別に認めています。

●在南ア・カタル大使館及びカタル航空は，南ア人の南アへの帰還及び南アにいる外国籍者の帰還のために，臨時便の予約を受け付けることを発表しました（下記1（5）をご参照ください）。なお，同便を予約された方は，当館で移動許可証及びカタル大使館の通報が必要ですので必ず当館に連絡をお願いします（*30日現在予約サイトは6月以降の予約を受け付けていませんが，6月以降も運航を予定・検討しています）。エスワティニ及びレソトの方も南ア国境への入国手続きについて特別な手続きが必要ですので，予約されたら当館に早急にご相談ください。

●南ア，エスワティニ，レソトの各国政府の取り扱いは以下1，2，3のとおりです。

●事態は刻々と変化しますので，最新情報の入手に努めてください。

*前回領事メールから変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが，当館ウェブサイトの下線を付したバージョンを掲載しています。）

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

*トップ頁安全情報を参照してください。

【本文】

1 南ア政府の対応

（1）南アでは，31日午前現在30,967名の感染を確認しています。3月17日以降感染者数の中には国内感染例が含まれており，南ア国内での感染が確認され，死亡者は643名となっています。 <http://www.nicd.ac.za/>

*NICD ウィークリーレポートはこちらです。

<https://www.nicd.ac.za/wp-content/uploads/2020/05/NICD-Weekly-Epidemiological-Brief-Week-ending-23-May-2020-1.pdf>

【参考】州別の感染者数

	（感染者数）	（死亡者数）
●西ケープ州	20,160名	死亡者：465名
●ハウテン州	3,773名	死亡者：31名
*ヨハネスブルグ管区	1,667名	
うちアレキサンドラ及びサントン等地區	334名	
ランドバーグ等地區	248名	
フォーウェイ等地區	221名	
*ツワネ管区（プレトリア含）	457名	
うちブルックリン及びフルンクルーフ等地區	96名	



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

●東ケープ州	3、759名	死亡者： 82名
●クワズールー・ナタール州	2、476名	死亡者： 52名
●フリーステート州	261名	死亡者： 8名
●リンポポ州	173名	死亡者： 3名
●北西州	162名	死亡者： 1名
●ムプマランガ州	113名	死亡者： 0名
●北ケープ州	57名	死亡者： 1名
●不明	33名	

(2) 4月25日、南ア政府はナショナル・ロックダウンを5段階に分類した警戒レベルを発表し、5月1日から警戒レベル4に引き下げ、6月1日からは警戒レベルを3に引き下げると発表しました。引き続き、ナショナル・ロックダウンのレベル1または2まで引き下げない限り、渡航者は陸路、空路（帰還のためのチャーター機や臨時便を除く）、海路とも南アの出入国ができない状況です。なお、5月25日ラマポーザ大統領は、6月1日からのアルコールの販売（平日の月曜から木曜の午前9時から午後5時まで）、運動可能な時間帯の拡張（朝6時から夕方6時まで）、政府サービス、製造、金融、情報通信、メディアサービスの再開、学校の段階的再開などを発表しました。一方で南ア政府は、現在、感染者の多い地域をホットスポット（ヨハネスブルグ、プレトリア、ダーバン、ケープタウン等を含む）と指定し、今後の感染状況によっては、ロックダウン警戒レベルを上げる可能性もあるとしています。同警戒レベル3の規則に係る官報で公示された内容抜粋（生活に関連する事項）以下のとおりです。

【生活に関わる主な警戒レベル3の内容】

「人の移動」

- 市民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その居住地を離れることができる。
 - (a) 警戒レベル3で許可されているサービスを行うこと。
 - (b) 仕事場への往復移動。
 - (c) 本章で除外されている商品またはサービスを除く商品を購入またはサービスを受ける。
 - (d) 許可されている場合に、子供を移動させる。
 - (e) 6:00～18:00の間の運動：団体での運動ではなく、健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスを保つための措置を遵守している場合。
 - (f) 同一州内の同じ都市圏または他の都市圏または地区の礼拝に出席すること。
 - (g) 学校又は学習機関に通う場合であって、これらが開校したとき。
- 市民は、公共の場所では、布製のフェイスマスク、鼻及び口を覆う手作りのもの、その他鼻及び口を覆うのに適当なものを着用しなければならない。鼻及び口を覆う他の適当なものを着用していない場合は、公共の場所にいる、公共の交通機関を使用する、又は公共の建物、場所若しくは敷地内に入ることができない。
- 州、都市圏、地区及びホットスポット間の人の移動は、以下の場合を除き、禁止される。業務上の責任を遂行するため、又は警戒レベル3で許可された業務を遂行するために行う者であって、その者が別表Aの様式2に該当する雇用主発行の許可証を所持していることを条件とする。なお、転居や学校または高等教育機関の運営が許可されている期間中に通学しなければならない、規則34(5)に記載されている学習者または学生、治療を受けること、検疫又は隔離施設から居住地に戻る者等は可能。

（参考：ホットスポットは以下リンクです。）

[https://sacoronavirus.co.za/2020/05/24/alert-level-3-infographics-guidelines/#lightbox\[gallery-1\]/1](https://sacoronavirus.co.za/2020/05/24/alert-level-3-infographics-guidelines/#lightbox[gallery-1]/1)

「立ち入り禁止の場所・施設」

主な以下の場所は、立ち入り禁止となります。

- 文化、スポーツ、娯楽、レジャー、展示会、組織的活動、またはこれらに類する活動が行われ、通常は一般に公開されている場所または敷地は閉鎖され、これらの場所または敷地でのすべての集会。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

- ジム、フィットネスセンター、フェスティバル、バザー、ナイトクラブ、カジノ。
- ホテル、ロッジ、B&B、タイムシェア施設、リゾート施設、ゲストハウス（ただし、仕事を目的とする者、検疫または隔離されている者等を除く。）。
- 有料のレジャー用宿泊施設のための個人宅、会議施設、バー、酒場及び同様の施設、劇場、映画館、博物館、ビーチ及び公共の公園。
- 観光地は、自家用車での小旅行を除き閉鎖される。

「国境の閉鎖」

国境は以下を除き閉鎖されます。

- 貨物や物品の輸送。
- 人道的活動、送還、避難、医療上の緊急事態等。
- 南ア国民または永住者の南アへの帰還、外国人またはその国の永住者の本国帰還。
- 南ア国籍者又は永住者が、南ア以外での雇用、就学または居住地に戻ることに伴う。
- 南アの学校に通う近隣諸国からの日常的な通学者（出入国の許可があるもの）。
- 外国人観光客の退避は、航空便チャーターによる退避の手配を含む手配が関連する大使館によって行われた場合に許可されることがある。ただし、出国ポイントまでエスコートされた観光客は、再度検疫を受ける可能性がある。

「酒類の販売等」

- 許可された敷地内での酒類の販売またはeコマースによる配送は、月曜日から木曜日の9時から17時の間に許可される。
- 酒類の販売場所での消費は禁止され、金、土、日及び祝日は酒類の販売を禁止。

「たばこ製品、電子タバコ及びその関連製品」

- 輸出を除き、たばこ、たばこ製品、電子たばこ及び関連製品の販売は禁止される。

「公共交通規制緩和」

- 国内便は、ビジネスの理由でのみ利用可能。
- 国内線の再開は3つのフェーズに分かれ、利用できる空港が徐々に増えていく。
 - (1) フェーズ1: ORタンボ、ケープタウン、キングシャカ（ダーバン）、ランセリア空港。
 - (2) フェーズ2: クルーガー、ムプマランガ、ポロクワネ、ブラムフィッシャー空港。
 - (3) フェーズ3: キンバリー、アピントン、イーストロンドン、ウムタタ、ポートエリザベス空港。
- フェーズ3から2への移行は、内陸部での感染率の状況によって通知される。
- 空港の利用
 - ・ターミナルビル内へは乗客のみ立入が許可される。同行者の立入は許可されない。
 - ・ターミナルビルに入る際に検温・スクリーニングが行われる。
 - ・マスク着用なしの立入は不可。
 - ・チェックインカウンター、セキュリティチェック、空港ラウンジのフロアーには1.5mの距離間隔を取るための目印が貼られる。
 - ・飛行機は最大容量人数で運行可能。
 - ・ケータリング、雑誌はなし。
 - ・空港バスの人数容量は70%まで。
- 鉄道
 - ・6月1日からハウトレインは空港まで再開。
 - ・メトロレール通勤サービスは7月1日から再開。
 - ・長距離鉄道は引き続き停止。
- 公共交通機関の時間制限は解除。
- ミニバス、タクシーの最大積載人数は70%。バス、ウーバー、メータータクシー、シャトルバス、チャーターバスも50%のまま。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(詳細はこちらをご覧ください。)

<https://www.gov.za/documents/disaster-management-act-regulations-alert-level-3-during-coronavirus-covid-19-lockdown-28>

(3) 現在、南アの各所では平常時に比べると人通りや車両の交通が少ないですが、6月1日以降ロックダウン警戒レベルが3に引き下げられると、交通量も増加し、ショッピングモールなどで人出が増大することが予想されます。ロックダウン規則は引き続き順守する必要があります、報道等によると少なくとも約47,000人が国家災害宣言規制違反により逮捕されている由ですので、普段とは違う事態であることに留意してください。なお、南ア警察によると、ロックダウン中の犯罪件数は通常時と比較して減少しているとのことですが、引き続き警戒が必要です。また、タウンシップ内では、フェイクニュースなどから住民と警察等との間で小競り合いが発生した事例もありますので、近づかないようにしてください。

また、今後、ロックダウンが段階的に解除されることに伴い、より多くの人が出外するようになります。警察は国防軍の支援を受けながら引き続き治安対策にあたりますが、人の動きの増加に伴って犯罪者の行動範囲も広がっていきますので、やむを得ず外出するときは周囲への警戒を怠らないようにしてください。

●**外出の際には、必ずマスクを着用してください。**

●外出する際には、旅券の原本を持参し、検問等があっても警察官や軍の兵士の指示に従い、挑発的にならないように落ち着いて行動してください。なお、家族には、訪問場所や時間を共有してください。

●スーパーマーケットや薬局が混雑して列に並ぶ必要があれば、時間的に余裕があればやめて列がないときに訪れるなど、人が密集している場所は避けるようにして、やむを得ない場合は、距離を保つ等個々で感染防止対策を講じてください。

●自家用車を運転する際には、多数の人を乗せないよう注意してください。官報には、その車両が認可された乗車定員の制限があり、例えば4人定員の場合は2名、22人定員の中型バスの場合は15人までと規定されています(一部緩和あり)。

●警察大臣は、厳しい姿勢で臨むことを表明しております。また南ア政府が非常事態宣言を留保していることにもご留意願います。

●治安情勢は刻々と変化していくことから、報道等から最新の情報を得つつ、普段以上の注意を払ってください(警察を含む法執行機関とともに、警備会社も必要不可欠なサービスとして稼働しています)。

なお、南ア政府は、ロックダウン延長に伴うガイドラインを掲載しています。

<https://sacoronavirus.co.za/guidelines-and-relief/>

(4) 南ア内務省は、ロックダウン前または(ロックダウン)中にビザの有効期限が経過したいかなる者も逮捕されたり、拘束されたりすることはなく、ビザを更新しないで出身国等に帰国する場合も、関連罰則を適用しないと発表しています。また、本年2月15日以降ビザ有効期限が経過した外国人は、各々のビザまたは適切なビザ免除の申請をロックダウン解除後に直ちに申請してもよいことになっています。

また、自動車の車両許可ディスクも有効期限がロックダウン中に満了した場合には、引き続き有効であると見なされます。ただし、右有効期限が切れて運転する場合には、必ず保険会社に保険適用を確認してください。

(5) 在南ア・カタール大使館は、カタール航空によるヨハネスブルグ〜ドーハ間の南ア人の南アへの帰還及び南アにいる外国籍者の帰還(南ア出国)のために、臨時便の予約を受け付けることを発表しました(30日午前時点では、6月2日、6日が運航される予定ですが、6月10日、14日、18日、22日の予約受付は停止されていますが、これは現在在南ア・カタール大使館と南ア国際関係・協力省との間で調整をしているとのことです。

料金や予約を含めて詳細は、こちらをご確認ください。

●在南ア・カタール大使館の発表 <http://pretoria.embassy.qa/en>



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

●カタール航空予約ウェブ

*30日現在予約受付を一時停止されていますが、引き続き確認してください。

<https://www.qatarairways.com/html/redirect/get-you-home.html>

●集合場所：カタール大使館 1077 Justice Mahomed street, Waterkloof, Pretoria

●集合時間：15時（カタール大使館を16時出発）

*最初に、カタール大使館領事窓口で旅券や搭乗者リスト照合を行い、オレンジ色のシールを旅券に貼り付けられて、受付が完了します。

*午後2時からビジネスクラス乗客はバスの乗り込みが開始され、その後エコノミークラスの乗客がバスに乗り込み、16時前にバスは空港に向け出発しています。

*バス乗り込み、空港立ち入りに際しては、マスク、ゴム手袋の着用が必須です。

*振り替え便等は出発時間が変更される場合がありますので予約された方は随時ウェブサイトを確認してください。

*長時間のオペレーションとなりますので、飲料水やスナック等をご持参ください。

なお、依然として出入国禁止・国際定期航空便・国内便（国内便は6/1以降、許可された業務での利用が可能）の停止措置が継続しています。旅客出入国の例外として、厳しい管理の中で行う外国からの航空便で到着する南ア人帰還と、外国政府のチャーター便による外国人の帰還のための出国のみ可能となります。この帰還便を利用する場合、**上記ウェブサイト**で予約をした方は、当館にも以下のリンクの搭乗者リストを必ず出発の72時間前までに連絡してください。当館よりカタール大使館への通報及び移動許可証の発行を行います。

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100043480.xlsx>

consul@pr.mofa.go.jp

083-289-1051 *上記メールの後でこちらの連絡先に連絡してください。

（6）南ア政府は当初より以下の公立病院をCOVID-19における指定病院として発表しておりますが、各私立病院（Netcare グループ、Mediclinic グループ、Life グループ）も治療可能であることを各々表明しております。体調が悪い場合には、まずは以下のNICD ホットラインやWhat's App ナンバー、または、私立病院の場合は、個々の病院にご相談してください。

【公立の指定病院】

- ・Charlotte Maxeke Johannesburg Academic Hospital
（ハウテン州ヨハネスブルグ）
- ・Steve Biko Academic Hospital（ハウテン州プレトリア）
- ・Greys Hospital（クワズールー・ナタール州ピータマリッツバーグ）
- ・Tygerberg Hospital（西ケープ州ケープタウン）
- ・Livingston Hospital（東ケープ州）
- ・Polokwane Hospital（リンボポ州）
- ・Pelonomi Hospital（フリーステート州）
- ・Rob Ferreira Hospital（ムプマランガ州）
- ・Kimberley Hospital（北ケープ州）
- ・Klerksdorp Hospital（北西州）

【その他】*クワズールー・ナタール州においては、下記の病院も指定病院として後に州が発表しております。

- ・Addington Hospital（クダーバン）
- ・Ngwelezana Hospital（エンバンゲニ）
- ・Manguzi Hospital（マングジ）
- ・Doris Goodwin Hospital（エデンデール）
- ・Richmond Hospital（リッチモンド）

（7）3月9日より、NICD（国立感染症研究所）に加え、民間の検査機関（Lancet, Ampath, Path Care 等）が参入し、私立の医療機関ではこれらの機関に検査を委託しております。費用はR900～R1400となっておりますが、病院受診の場合にはこれに診察費用等が別途かかります。公立病院が利用するNICDのPCR検査は無料となりました。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

一方で、民間の検査機関も NICD の定める検査対象のルールに沿っており、NICD では発熱や咽頭痛、息切れ、咳などの症状のうちひとつでも当てはまれば検査が可能となりました。以前あった感染国への渡航歴・感染者との接触歴の有無は参考にはされますが、必須条件ではなくなりました。検査機関は検査の需要が急激に増えたこともあり、検査結果を得るには 72 時間以上を要しております。検査結果を待つ間は自宅で自己検疫を行うことになります。

もし COVID-19 を疑う症状があれば、かかりつけの医師や病院に受診前に電話をし、指示を仰いでください。医師によっては診療所で検査を行うところもありますが、多くの場合は民間の検査機関へ直接検査に行くことを指示されます。心配な方は、あらかじめかかりつけ医に検査の手順を確認しておくとうれしいです。かかりつけ医が不在である、受診すべき病院がわからない場合は、NICD の 24 時間ホットラインをご利用下さい。

●082-883-9920

●What's App サポートライン：0600123456

陽性の場合、NICD より連絡があり、症状や住居環境によって入院の是非が検討されます。症状が軽症の場合は自宅での自己隔離となることもあります。

南ア政府は検査体制の拡充を行う方針であり、車両を使った移動検査を全国に増やし、4 月末には 1 日に 3 万件の検査が実施可能になると発表しております。移動検査の強化によって、地方都市やタウンシップにおける感染対策の充実が期待されます。

現在南ア国内では、マスク、アルコール消毒液が比較的薬局等で入手しやすくなってきております。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(8) 5月22日日本政府は、南アの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに11ヶ国の感染症危険レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げたことの一環です

（下記外務省海外安全ホームページのリンク参照）。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、5月27日から、検査強化等（PCR 検査の実施等）を含む、水際措置が講じられています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0522.html>

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2020C052.html

2 エスワティニ政府の対応

(1) エスワティニでは 31日午前現在283名 の感染が確認され、死亡者累計は 2名 で、累計治癒数は 168名 です。

3月17日エスワティニ政府は、非常事態宣言を発出し、災害マネジメント法第29節を発動し、即時発効かつ2ヶ月を超えない期間で各種対策を実施することとなりました。さらに同政府は、3月27日(金)から20日間のロックダウン実施を延長し、5月8日からロックダウンを緩和しています。

【ロックダウンの緩和の概要】

(ア) 国際的な基準を満たしている製造・生産業。これらは、WHO と保健省ガイドラインに厳しく従いつつ営業が許可される。

(イ) 代理店、コンサル会社の週3回の営業。

(ウ) 家具店は、火曜、木曜、金曜の午前9時から午後3時まで週3回営業する。

(エ) ドライ・クリーニング店は、家具店と類似した状況の下、営業する。

(オ) アパレルショップ、テイラー、ドレスメーカーは月曜、水曜、土曜の午前9時から午後3時まで週3回営業する。

(カ) 自動車検査所は、週3回営業する。

(キ) デコショップ（ホームウェア販売店）は週3回営業する。

これらのビジネスは、新型コロナウイルスに関する規則及び衛生基準を厳守する能力があることを示さなければならず、当局からの許可を得なければならない。

●これらの予防策に応じないいかなる企業も、休業措置又は許可の停止を受けることとなる。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

- 社会的、スポーツ或いはエンターテインメントの活動及び集会は依然として禁止される。
- 公共交通機関は乗車定員の70%までの稼働を認められる。乗客は全員マスクを着用しなければならない。
- 学校は依然として休校であり、政府は今後、更なる指示を出す。
- 高リスク地域をレベル別に示すためのゾーニング及び画定を行い、更に相乗的な手段を講じる。具体的には、赤色、オレンジ色、黄色、緑色に地域を色分けし、赤色の地域を感染中心部、緑色を低リスク地域といったように分ける。
- 現在のところ、マンジニ地区の都市周囲部及び郊外が赤色ゾーンとされ、他の都市はオレンジゾーンと区分されている。

(2) エスワティニ保健省は以下を呼びかけています。

- ・咳エチケット、手洗いの励行。
- ・バスや人が多く集まる室内の窓を開けて換気。
- ・発熱、咳及び息苦しさ又は風邪類似の症状があり、かつ旅行歴がある場合には医師の診察を受け、旅行歴を詳しく報告する。
- ・新型コロナウイルス感染流行国に旅行した後は自己隔離を行う（注：保健省は、自己隔離とは、旅行や濃厚接触によりウイルス感染が疑われる場合に、公共の場に出ることを控えることを意味し、期間は最大2週間としています。）。
- ・新型コロナウイルスホットライン：977

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(3) 現在、エスワティニ国境から南アへ入国することはできない状況ですが、本国への帰還の場合には特別な許可を得て南アに入国することが可能となっていますので、フライト等を予約されてから当館になるべく早め（少なくとも出発日5日前）にご相談ください。

3 レソト政府の対応

31日午前現在、2名の感染例が確認されており、死者数は0名です。3月18日レソト政府は、国家緊急事態宣言を発出し、各種対策を強化しています。さらに同政府は、3月29日深夜（30日）からロックダウンを開始し、5月5日にはロックダウンを緩和しております。

今回の改正によりロックダウン規制が緩和され、引き続き国境閉鎖及び自由な移動は制限されているものの、条件付きでの経済活動及び学校の再開並びに酒類の販売等が解禁となりました。

(1) 【ロックダウンの緩和の概要】

本規則は公衆衛生（COVID-19）規則2020として引用され、2020年5月6日に施行される。ロックダウンとは、本規則が適用される人々の行動制限の期間を意味し、2020年5月6日から2020年5月19日までである。

- ロックダウン期間中、何人もレソトへの入国及びレソトからの出国は認められない。
- 物品・サービスの輸送のために指定された出入国地を除き、レソトのすべての国境は閉鎖される。

ア ある者が生命を脅かす状況のために緊急医療サービスの提供・受領を目的としたレソトへの入国及びレソトからの出国を許可することができる。

イ ある者がレソト政府の招待による専門的なサービスを提供するためのレソトへの入国を許可することができる。

ウ ある者が極度の、かつ、予見できない緊急事態の目的のためのレソトへの入国及びレソトからの出国を許可することができる。

- ロックダウン前にレソトに到着した外国籍旅行者は、ロックダウン期間中、自己資金により現在の滞在場所に留まらなければならない。また、検疫官に必要と認められる場合は、COVID-19に対するスクリーニング、検疫、隔離の対象となる。

- ロックダウン期間中、以下の場合を除いて、すべての者は自宅待機しなければならない。

ア 物品・サービスの提供或いは調達



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

イ 葬儀或いは宗教行事への参列

- 住居を離れるものはマスクを着用しなければならない。
- 医療従事者、保安職員、国境職員は使い捨てマスクを着用しなければならない。
- 本規則において規定される状況を除き、住居や職場を超えた人々の移動は禁止される。
- 50 人を超えない葬儀及び宗教行事を除き、すべての集会は禁止される。また葬儀或いは宗教行事の開催者は COVID-19 に対するすべての WHO 衛生・安全対策を厳格に徹底しなければならない。
- 何人も 50 人以上の葬儀を開催することは認められない。
- 葬儀において通夜を開催してはならない。また葬儀の開催者はすべての安全対策を厳格に徹底しなければならない。

● 輸送制限

- (1) すべての公共・民間輸送はそのサービスの提供を許可される。
- (2) 車両の管理者は；
 - ア 5 人乗り車両の場合、乗客 3 名まで輸送することができる。
 - イ 15 人乗りタクシーの場合、乗客 9 名まで輸送することができる。
 - ウ 22 人乗りバスの場合、乗客 13 名まで輸送することができる。
 - エ 65 人乗りバスの場合、乗客 35 名まで輸送することができる。
 - オ 自家用車の場合、厳に座席 1 列で乗客 2 名までを輸送することができ、乗客は後部座席に座らなければならない。
 - カ マスク着用を含む、COVID-19 に対する人々の暴露の制限及び WHO 衛生安全に関するすべての安全対策を徹底しなければならない。

● 教育

- (1) 学校は次の外部授業を開始することができる。
第 7 学年、中等教育前期証明書、第 11 学年、レソト中等普通教育証明書、国際中等普通教育証明書、一般教育修了上級レベル (AS レベル)、一般教育修了上級レベル (A レベル)、国際バカロレア
- (2) 技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練 (TVET) 及び第三次教育機関は授業を再開することができる。

● 法人、企業及び事業の営業形態及び営業時間

- (1) レストラン、シサニヤマまたは同様の法人、企業及び事業者は持ち帰りのみ提供することができる。
- (2) ホテル、ロッジ、ゲストハウス、セルフ・ケータリング、ベッド・アンド・ブレイクファースト、モーテルまたは同様の法人、事業者及び企業は；
 - ア 接触者追跡の目的のために、名前等の必要な情報を含む宿泊客の適切な記録を保存しなければならない。
 - イ レソト国外からの宿泊客を記録する際は、宿泊客に隔離後の COVID-19 無感染証明を要請しなければならない。
- (3) 工場労働者を輸送する目的のために、公共交通機関は午前 6 時から午後 7 時まで操業することができる。

● 酒類の販売、流通或いは輸送

- (1) 酒類を販売するすべての施設は月曜日及び木曜日のみ操業することができ、持ち帰りのみ提供することができる。
- (2) 一人が購入を許可されている最大量は；
 - ア アルコール含有量 10% 或いはそれ以下の飲料の場合一人 1 ケース
 - イ アルコール含有量 10% から 20% の飲料の場合一人 3 リットル
 - ウ アルコール含有量 20% 或いはそれ以上の飲料の場合一人 1.5 リットル



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

●医療スクリーニング及び検査

- (1) ロックダウン期間中にレソトへの入国を認められた者は、指定の出入国地或いは別に指定された場所においてスクリーニング或いは検査プロセスの対象となる。
- (2) スクリーニング或いは検査は、感染国へ旅行した人々、感染者との接触者、そして一般市民に対してランダムに実施される。
- (3) 感染者と接触した医療従事者は検査及び自己隔離の対象となる。
- (4) レソト内でサービスの提供、物品の調達或いは医師の診察・治療を求めるすべての人々は、執行官による COVID-19 のスクリーニングの対象となる可能性がある。
- (5) 物品或いはサービスを輸送するためにレソトに入国する者は；
 - ア スクリーニングの対象となる。
 - イ 防護のための医療用マスク或いは N95 マスクを着用しなければならない。
 - ウ COVID-19 の拡散を防ぐため衛生条件を順守しなければならない。

●検疫

- (1) COVID-19 の症状が確認される者は、下記 (5) により指定された場所において強制隔離の対象となる。
- (2) 感染国から来た COVID-19 の症状或いは兆候がない外国籍旅行者を含む如何なる者も、医療従事者による健康状態の監視を伴う 14 日間の自己隔離の対象となり、自己隔離手順を順守しなければならない。
- (3) COVID-19 の感染患者と接触した医療従事者は、緊密な監視の下、14 日間の自己隔離の対象となる。
- (4) ロックダウン期間中、救命のために必要だと判断された場合、隔離を拒否する者は執行官により一時的な保護施設へ連行される。
- (5) 本規則の目的のために、大臣は自身の住居で隔離或いは検疫できない人々のために、必要な衛生基準を満たす検疫や自己隔離のための一時的な保護施設や場所を指定しなければならない。

【その他】

兆候・症状が出た場合は、防疫官の次の連絡先まで報告してください。

Dr. 'Makhoase Ranyali, Director Disease Control Department@+266-5884-4544,

IHR NFP(当館注: International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916

【重要】 レソト政府と南ア政府は、レソト市民が南ア（ブルームフォンテンなどの病院）での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院（Queen Mamohato Memorial Hospital）に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号: +266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 現在、レソト国境から南アへ入国することはできない状況ですが、本国への帰還の場合には特別な許可を得て南アに入国することが可能となっていますので、フライト等を予約されてから当館になるべく早め（少なくとも出発日5日前）にご相談ください。

4 一部の国・地域では、日本からの渡航者に対して入国制限を行っている国や地域がありますので、渡航される場合には最新の情報を現地政府機関、日本外務省、日本大使館等から入手してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(新型コロナウイルスに関する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)

5 日本では、海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので、帰国や一



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

時帰国の際には下記をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

(これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ)。

6 日本に帰国を検討されている方で同行者に外国籍の方がいる場合には、日本では入国規制が強化されていますので、以下の注意が必要です。

なお、日本入国のためのビザ申請を必要とする方は、当館に連絡してください。

●南アに居住する日本国籍者以外の方は、日本に渡航する際は現在ビザを新たに取り直す必要があります。ただし、「日本人の配偶者」、「永住」等の在留資格を有し、再入国許可を取得した上で(4月2日以前に)日本を出国した方は原則入国可能です。

●その他の国籍者の方もビザ免除で日本に入国できた国籍の方の多くは、ビザ申請が必要となっていますのでご注意ください。

●新たに申請する場合、条件が以前と比べ厳しくなっています。外国人配偶者の方が日本に渡航するご予定がある方は、当館まで電話にてご相談ください。

●また日本入国後の扱いについてもご注意ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

7 警察庁は、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない者に対し、当該者が所持する免許証の更新期限が令和2年3月13日～7月31日までの間である場合、更新期限の前に、警察署や運転免許センター等に申し出て、期間延長につき、裏面に記載してもらふ又はその旨を記したシールを入手することで、運転可能期間を3か月延長することを認めています。当該手続きの詳細については、代理申請が可能かどうかを含めて各都道府県警察に委ねられておりますので、所持する免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察に相談してください。

●東京都の場合

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/menkyo/koshin/koshin/enchosochi.html>

8 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。緊急の申請がある場合には、当館領事班メールにてご相談ください。当館館員が、可能な範囲でご指定のところまで書類を受付・交付を行います。

*メール: consul@pr.mofa.go.jp

*電話: +27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

9 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

*急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。

*頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。

*咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

○日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所(コロナウイルスに関して)



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020305.pdf

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電 話：+27 12 452 1500 領事・警備

メール： consul@pr.mofa.go.jp
